

## 第2次答申のフォローアップについて

### 1. 学校の質の向上を促す学校選択の普及促進

「第2次答申」記載内容（平成17年12月21日）

さらに、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。（P133）【平成17年度中に措置】

文部科学省の対応状況（平成18年3月30日付け初中局長通知等）

「学校選択等についての事例集」や平成18年3月30日付け通知において、就学校の変更を認められる理由の公表につき次のとおり記載。

「また、就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられますが、変更を相当と認める具体的な事由については、本事例集に収録された事例も参考にしつつ、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ適切にご判断の上、予め明確にして公表するようお願いいたします。」

当会議の意見（平成18年4月19日）

貴省の原文では、就学校の変更が認められる相当の理由として挙げられている、「いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等」が、単なる事例に過ぎないかのような表現となっている。

第2次答申は、上の3つは、就学校の変更が相当と認められる事由として国が適当と解釈するもので、その他にも変更が相当と認められる事由があり得ることから、その例示を求めたものであり、平成17年12月19日に行われた「教育分野の規制改革に関する審議」において文部科学大臣が発言された内容も踏まえ、以下のように修正されたい。

<修正案>

「また、就学校の変更が相当と認められる理由としては、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等が考えられますが、変更をする具体的な場合については、本事例集に収録された事例も参考にしつつ、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ適切にご判断の上、予め明確にして公表するようお願いいたします。」

文部科学省の回答（平成18年5月15日）

文部科学省としては、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものです。

しかしながら、学校教育法施行令第8条では、「市町村の教育委員会は、…相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」と規定されており、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを踏まえ、事例集や平成18年3月30日付け通知のような記述にしたものです。

今後、本通知等の趣旨が適切に生かされるよう、市町村教育委員会等に対し、必要な助言を行ってまいりたいと考えます。

## 2. 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立（1）

「第2次答申」記載内容（平成17年12月21日）

その際、学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫をするよう促すとともに、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。（P130～131）【平成17年度中に措置】

文部科学省の対応状況（平成18年3月30日付け「学校評価ガイドライン」）

「学校評価ガイドライン」において次のとおり記載。（P.6）

（自己評価の実施）

「目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの検証では、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート結果を活用する。なおアンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。」

当会議の意見（平成18年4月19日）

貴省の原文では、アンケートを実施する学校や教職員に関する情報についてまで匿名性に配慮する必要がある等の誤解を生み、公表されるべき情報が公表されない可能性があるため、以下のように修正されたい。

<修正案>

「なお、アンケート等の実施に当たっては、児童生徒・保護者の情報の匿名性の担保に配慮し、被評価者が評価者を特定することのないように、回収に当たっても被評価者が関与しないようにする等、特に配慮する必要がある。」

文部科学省の回答（平成18年5月15日）

ご意見にある「被評価者が～ないようにする等」の例示は、「第2次答申」に記述がないところです。

また、本ガイドラインの記述においても、貴会議が「第2次答申」で指摘した「匿名性の担保の配慮」の趣旨を適切に踏まえた表現になっているものと認識しています。

### 3. 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立（2）

「第2次答申」記載内容（平成17年12月21日）

具体的な制度設計は各教育委員会が作成することになるが、国は、授業評価、学級経営、生徒指導等を含む学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を学校評価のガイドラインに位置付ける。  
（P131）【平成17年度中に措置】

文部科学省の対応状況（平成18年3月30日付け「学校評価ガイドライン」）

「学校評価ガイドライン」において次のとおり記載。（P.6）

（自己評価の実施）

「目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの検証では、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート結果を活用する。なおアンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。」

当会議の意見（平成18年4月19日）

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」では、「児童生徒・保護者による評価」となっており、その趣旨に沿った表現及び内容とするため、「学校評価ガイドライン」の中に記載されている「アンケート」との表記を、すべて「満足度アンケート調査」へ修正されたい。

文部科学省の回答（平成18年5月15日）

児童生徒や保護者の満足度を調査することは重要であり、その点は、貴会議と同様の見解です。しかしながら、学校教育に関しては、単に満足度の向上を図るだけではなく、保護者等に協働・参画を求めることも必要です。

このような観点から、本ガイドラインでは、「児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート結果を活用する。」としており、満足度を含めたより幅広い観点の調査等を行う旨を記述しています。

なお、「アンケート」という用語は、「調査」という意味を含んでいるため、「アンケート調査」という文言は使用しなかったところです。

（参考）

「アンケート」：（調査の意）調査のため多くの人に一定の様式で行う問い合わせ。意識調査。また、その調査に対する回答。（広辞苑）